

長門市にのみ事務所を置く NPO法人の皆様へ NPO法人の設立を目指す皆様へ

NPO法人の受付窓口が山口県から長門市に変わります！
(認定・特例認定は従来どおり山口県が対応します。)

令和6年4月1日より

山口県庁



変更

長門市市民活動支援センター
市民サポートなかと



これまで県に提出していた事業報告や
役員・定款の変更などに関する書類は、
令和6年4月1日以降、長門市市民活動
支援センターにご提出ください！

お問い合わせ先【長門市】

長門市市民活動支援センター
市民サポートなかと

【住所】〒759-4101 長門市東深川1324-1
【電話】0837-27-0071 【FAX】0837-22-3037
【E-mail】shiminshien@city.nagato.lg.jp

長門市市民活動推進課

【住所】〒759-4192 長門市東深川1339-2
【電話】0837-23-1185 【FAX】0837-22-9077
【E-mail】kyodo2@city.nagato.lg.jp

お問い合わせ先【山口県】

県民生活課

【住所】〒753-8501 山口市滝町1-1
【電話】083-933-2614 【FAX】083-933-2629
【E-mail】npo@pref.yamaguchi.lg.jp

NPO法に係る各種ご相談に『やまぐち県民活動支援センター』をご活用ください

受付窓口が長門市に変わった後も、引き続きご利用いただけます。メール、電話でのご相談もお受けします。

【住所】〒753-0064 山口市神田町1-80 パルトピアやまぐち

【電話】083-934-4666 【FAX】083-934-4667 【E-mail】yamas@kenmin.pref.yamaguchi.lg.jp

【開館時間】火～金：9時～21時 / 土・日：9時～17時 ※月曜・祝日・年末年始は休館です。

【長門市】NPO法に係る提出書類及び必要部数(2024年4月1日～)

設立認証申請

- 設立認証申請書（様式第1号） 1部
- 定款 4部
- 役員名簿 4部
- 就任承諾及び誓約書 1部
- 役員住所又は居所を証する書面（注） 1部
- 社員名簿 1部
- 確認書 1部
- 設立趣旨書 3部
- 設立決定議事録謄本 1部
- 事業計画書（申請年度及び翌年度） 4部
- 活動予算書（申請年度及び翌年度） 4部

設立登記完了届

- 設立登記完了届（様式第3号） 1部
- 登記事項証明書 4部（3部は写）
- 設立当初の財産目録 4部

役員変更届

- 役員変更届（様式第4号） 1部
- 変更後の役員名簿 4部
- 就任承諾及び誓約書 1部（新任のみ）
- 役員住所又は居所を証する書面（注） 1部（新任のみ）

定款変更認証申請

- 定款変更認証申請書（様式第5号） 1部
 - 変更の理由を記載した書面 1部
 - 定款の新旧対照表 1部
 - 社員総会の議事録謄本 1部
 - 変更後の定款 4部
 - 事業計画書（申請年度及び翌年度） 3部
 - 活動予算書（申請年度及び翌年度） 3部
 - 役員名簿 3部
 - 確認書 1部
 - 事業報告書（前年度分） 1部
 - 財産目録（前年度分） 1部
 - 貸借対照表（前年度分） 1部
 - 活動計算書（前年度分） 1部
 - 年間役員名簿（前年度分） 1部
 - 前事業年度の末日における10人以上の社員名簿 1部
- 法11条第1項第3号又は第11号に係る変更の場合に添付
- 所轄庁変更の場合に添付

定款変更届

- 定款変更届（様式第6号）・・・1部
- 変更の理由及び変更年月日を記載した書面・・・1部
- 定款の新旧対照表・・・1部
- 社員総会の議事録謄本・・・1部
- 変更後の定款・・・4部

定款変更登記完了届

- 定款変更登記事項証明書提出書（様式第7号）・・・1部
- 登記事項証明書・・・4部（3部は写し）

事業報告書等

- 事業報告書等提出書（様式第8号）・・・1部
- 事業報告書・・・4部
- 財産目録・・・4部
- 貸借対照表・・・4部
- 活動計算書・・・4部
- 前事業年度の年間役員名簿・・・4部
- 前事業年度末日における10人以上の社員名簿・・・4部

解散届

- 解散届（様式第10号）・・・1部
- 財産の処分方法を記載した書面・・・1部
- 解散及び清算人に係る登記事項証明書・・・1部

清算終了届

- 清算終了届（様式第13号）・・・1部
- 清算終了に係る登記事項証明書・・・1部

（注）：「役員住所又は居所を証する書面」は、原則、提出する必要はありません。
長門市が住基ネット（住民基本台帳ネットワークシステム）で確認を行います。

手続きに必要な様式は、長門市市民活動支援センターのホームページでダウンロードできます。
長門市市民活動支援センター <https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/site/ncsc/52156.html>

事業報告書や定款は個人情報を除き、内閣府NPO法人ポータルサイトで公開されます。
内閣府NPO法人ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>



① 手続窓口の変更に伴い行わなければならない手続きはありますか？



② NPO法人のみなさまが行う手続きはございません。
なお、現在、申請・届出などを行っておられる案件は4月1日をもって県から長門市に対応を引き継ぎます。



③ 手続窓口の変更に伴い、何が変わりますか？



- ④ ①申請書等の様式及び提出部数に変更となります。
様式は、長門市市民活動支援センターのホームページからダウンロードすることができます。
<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/site/ncsc/52156.html>
- ② NPO法に係る書類の受付窓口が長門市市民活動支援センターへ変更となります。
- ③ 書類の審査・受理、縦覧及び認証書の交付は、長門市市民活動推進課が担当します。
- ④ 閲覧・謄写、各種ご相談の窓口として従来の「山口県県民生活課」及び「やまぐち県民活動支援センター」に「長門市市民活動支援センター」及び「長門市市民活動推進課」が加わります。



⑤ 認定や特例認定を取得したNPO法人、または認定や特例認定を目指すNPO法人について、書類の提出先は変更となりますか？



⑥ 認定等に関する事務（認定関連の提出書類の受付）は変わらず県が対応します。ただし、役員変更届の受理や事業報告書等の受付など、通常のNPO法施行事務は、長門市の対応となります。